

国際関連情報 IFRS 財団及び IASB 情報

IASB ディスカッション・ペーパー
「共通支配下の企業結合」

ASBJ 専門研究員 荒井 けんじ

はじめに

国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）は、2020年11月にディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合¹」（以下「DP」という。）を公表した（コメント期限：2021年9月1日）。本稿では、DPの主な検討項目であるDPの第1章から第5章について概要を紹介する。なお、本DPの質問事項については記載を割愛していること、及び文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

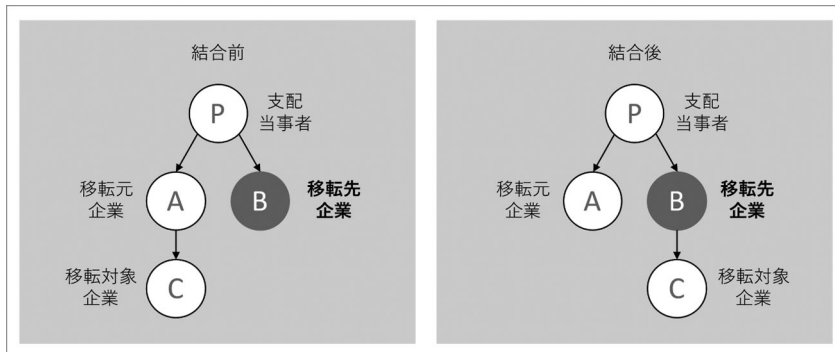
第1章—目的、範囲及び焦点

背景

IFRS第3号「企業結合」（以下「IFRS第3号」という。）の範囲は、共通支配下の企業結合を明示的に除外している。

図表1の共通支配下の企業結合の例では、企業Cに対する支配が企業Aから企業Bに移転しているが、企業A、企業B及び企業Cの3社すべてが、取引の前後で、企業P（支配当事者）によって最終的に支配されている。IFRS基準は、この取引に関する企業P、企業A及

図表1 共通支配下の企業結合（DP図1.1）



1 本稿では、略称として「BCUCC」という場合がある。

び企業 C に関する要求事項を定めている²。しかしながら、企業 B（移転先企業）による企業 C（移転対象企業）との結合に関して具体的に適用される IFRS 基準はなく、IFRS 第 3 号の取得法を用いる場合もあれば、簿価法³を使用する場合もあるなど、実務の不統一が生じているとされる。

本プロジェクトの目的

本プロジェクトの目的は、移転先企業における実務の不統一を削減し、共通支配下の企業結合の報告の透明性を改善することであり、IASB は財務諸表利用者には、目的適合性及び比較可能性のある、より良い情報を提供することを目指している。

本プロジェクトの範囲

（どの取引が本プロジェクトの範囲に含まれるか）

本プロジェクトは、IFRS 第 3 号の範囲から除外される共通支配下の企業結合に焦点を当てており、IASB は、以下を含めて、すべての結合企業が同じ当事者によって最終的に支配されている事業の移転のすべてを本プロジェクトが扱うべきであるという予備的見解に至っている。

- (1) 当該事業の移転に先立って外部者⁴からの取得があるか、又は当該移転の後に外部者への結合企業の 1 つ又は複数の売却が行われる。
 - (2) 当該事業の移転が外部者への結合企業の売却（株式公開による場合など）を条件としている。
- （どの企業の報告か）

本プロジェクトは、IFRS 基準に具体的な定めのない、共通支配下の企業結合における移転先企業（図表 1 の企業 B）の連結財務諸表⁵における報告についての要求事項を検討している。

本プロジェクトの焦点

DP では、情報ニーズの多くを一般目的財務諸表に依拠しなければならない関係者（企業の現在の及び潜在的な株主、融資者及び他の債権者）を、移転先企業の一般目的財務諸表の利用者であるとしている⁶。

支配当事者は必要とする情報を移転先企業から入手できる⁷ため、本プロジェクトは、支配当事者を除く、移転先企業の現在の非支配株主、潜在的な株主、並びに現在の及び潜在的な融資者及び他の債権者に共通の情報ニーズに焦点を当てている。

2 企業 P（支配当事者）に対する影響は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）、企業 C（移転対象企業）の企業 B（新たな親会社）に関する情報の開示は、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」（以下「IAS 第 24 号」という。）、企業 A（移転元企業）の企業 C（子会社）に対する支配の喪失は、IFRS 第 10 号で扱われているとしている。

3 実務上、多様な簿価法が用いられているとしている。なお、簿価法の名称には、簿価引継法、持分プーリング法、合併会計などが含まれるが、DP の「簿価法」は、これらの総称であるとしている。

4 外部者とは、グループ外の当事者であるとされている。

5 以下 DP では、連結財務諸表も含めて「財務諸表」と総称している。

6 「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という。）の 1.5 項（関連する脚注 4 を含む。）参照。

7 支配当事者が移転先企業から直接入手可能な情報の例として、支配当事者が自らの連結財務諸表を作成できるようにするために必要となる情報、及び支配当事者が移転先企業の活動を指図するパワーを行使する時（支配当事者が移転先企業に共通支配下の企業結合を行うことを指図する時など）に入手する情報が挙げられている。

第 2 章—測定方法の選択

本トピックでは、共通支配下の企業結合において移転先企業が適用する測定方法の選択を議論している。

測定方法の選択における IASB の主要な考慮事項

(関係者の見解)

図表 2 は、DP の開発時に実施した協議の中で、関係者から示された見解の要約である。

図表 2 関係者の見解

	見解 A	見解 B	見解 C
内容	BCUCC は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合とは異なる。	BCUCC は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と類似している。	BCUCC の一部は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合に類似し、他は類似していない。
論拠	<ul style="list-style-type: none"> BCUCC は、当該事業に対する最終的な支配を変更せず、経済的実質がない。 支配当事者は、経済的資源をグループ内で移動するだけである。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業に対する支配が移転先企業に移転するため、BCUCC には経済的実質がある。 支配当事者の視点は、移転先企業及びその財務諸表には関連性がない。 	<ul style="list-style-type: none"> BCUCC はすべてが同じということではない。 移転先企業に影響を受ける非支配株主が存在する場合は、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と類似する可能性がある。
測定方法	<ul style="list-style-type: none"> 簿価法をすべての共通支配下の企業結合に適用すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得法を共通支配下の企業結合に適用すべきである。ただし、取得法が生み出す情報の便益がコストを正当化しない場合は、簿価法を適用すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得法も簿価法もいずれかをすべての共通支配下の企業結合に適用するようにすべきではない。取得法と簿価法を使い分けるべきである。

(IASB の見解)

IASB は、見解 A には同意していない。

IASB は次に、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合に類似する程度に関する指標を提供し、企業による評価を要求することを検討したが、そのような評価は主観的となり、実務の不統一の軽減に役立たない可能性があるという見解に至った。

非支配株主に影響を与える結合

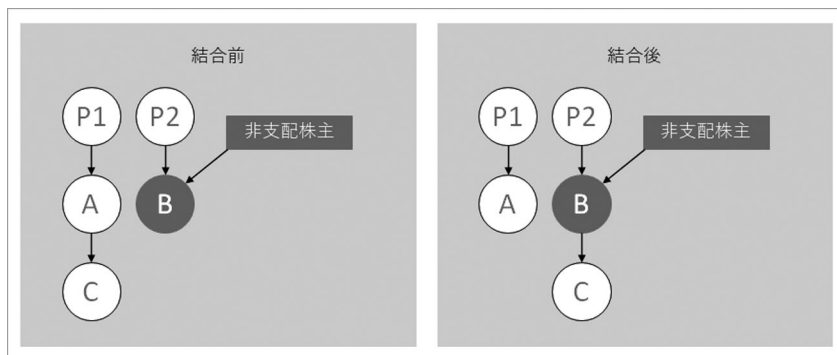
IASB は、移転先企業の非支配株主が移転される経済的資源に対する所有持分を取得する場合には、移転先企業自体だけでなくその株主にも実質的な影響があり、IFRS 第 3 号が対象と

する企業結合に類似していると考えている (図表 3 及び図表 4 の企業 B (移転先企業) はともに、企業 C (移転対象企業) に対する支配を獲得し、さらに、企業 B の非支配株主は、企業 C の経済的資源に対する所有持分を取得する。)

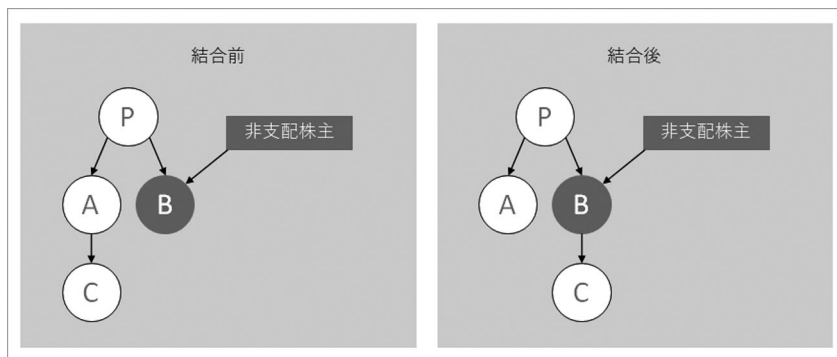
さらに、移転先企業の財務諸表の利用者の構成 (移転先企業の非支配株主、潜在的な株主、並びに融資者及び他の債権者) も、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合における利用者の構成と類似する。

したがって、結合それ自体も移転先企業の財務諸表の利用者の構成もともに IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と類似するため、利用者の

図表3 IFRS第3号が対象とする企業結合(DP図2.1)



図表4 共通支配下の企業結合(DP図2.2)



共通の情報ニーズもIFRS第3号が対象とする企業結合と類似する。IASBの予備的見解では、原則として、移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合には取得法を適用すべきであるとしている。

非支配株主に影響を与えない結合

図表5及び図表6で支配当事者(企業P)が株式公開で100%所有企業(企業A及び企業B)を売却する例を示している。シナリオ1では、企業Pは中間持株会社(HoldCo)の売却によって、企業Pの子会社を売却することができるが、シナリオ2では、企業Pは子会社

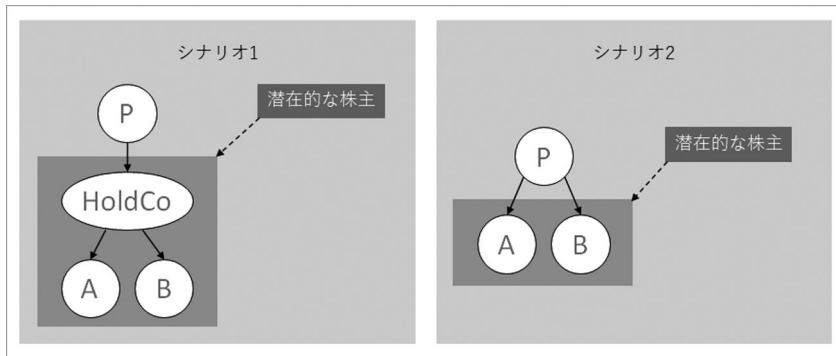
を直接所有しており、図表6のようにさまざまな方法で行うことができる。

DPでは、非支配株主に影響を与えない場合、経済的資源に対する所有持分の変動もないこと等を考慮して、次の理由から、共通支配下の企業結合には取得法ではなく、簿価法を適用すべきであるとしている。

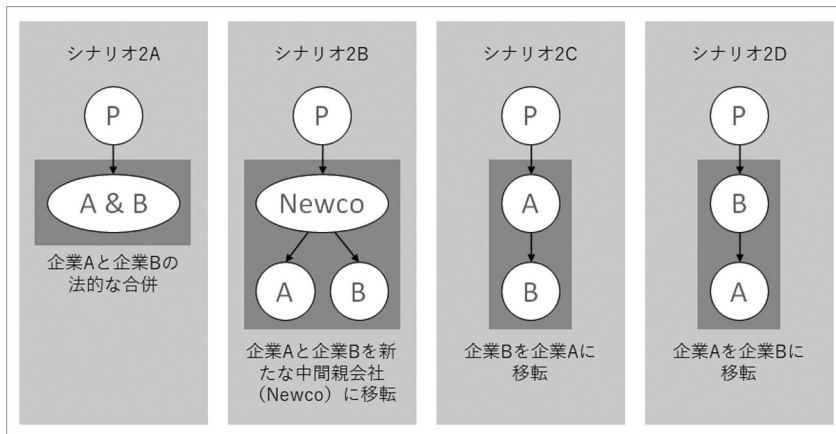
- (1) 経済的資源(図表5及び図表6の影付きの部分)に投資する株主に、簿価法はすべてのシナリオで類似した情報を提供することになる。
- (2) 株主に影響が生じないため、取得企業の識別が困難である可能性がある⁸。

8 IFRS第3号B15項(a)及びB15項(b)参照。

図表 5 株式公開前のグループ構成 (DP 図 2.3)



図表 6 株式公開に備えたグループ再編 (DP 図 2.4)



- (3) 移転先企業に非支配株主がない場合、共通支配下の企業結合の価格が独立第三者間価格ではない可能性があり、取得法では、有用な情報を提供しない恣意的な金額でのれんを測定することになる可能性がある。
- (4) 現在の株主である支配当事者は、移転先企業の一般目的財務諸表に依拠する必要はなく、関係者からのフィードバックは、簿価法の方が適用のコストが低く、移転先企業の潜在的な株主や融資者及び他の債権者に有用な情報を提供することを示唆している。IASB の予備的見解は次のとおりである。

(IASB の予備的見解)

- (1) 取得法も簿価法も、いずれか一方をすべての共通支配下の企業結合には適用するようにはすべきではない。
- (2) 原則として、共通支配下の企業結合が移転先企業の非支配株主に影響を与える場合には、取得法を適用すべきである。ただし、コストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮の対象となる。
- (3) 簿価法は、他のすべての共通支配下の企業結合 (100% 所有の子会社間のすべての結合を含む。) に適用すべきである。

非支配株主に影響を与える結合についてのコストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮事項

移転先企業が公開企業である場合の取得法の適用

IASBは、移転先企業が株式が公開市場で取引されている企業（以下「公開企業」という。）であるBCUCCには、次の理由から、取得法を適用すべきであるとした。

- (1) 多くの法域では、公開企業の条件は定量的な考慮を反映し、かつ客観的であり、会計上の裁量の機会を生じさせないことになる。
- (2) 既にIFRS基準において、類似する条件が使用されている⁹。

移転先企業が非公開企業である場合の取得法に対する選択的な免除及び関連当事者の例外

IASBは、移転先企業が株式が公開取引されていない企業（以下「非公開企業」という。）である場合、取得法の便益とコストを比較考量し、取得法の選択的な免除並びに取得法の例外を設けるべきであるという予備的見解に至った。

(IASBの予備的見解)

移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合について、IASBの予備的見解は次のとおりである。

- (1) 移転先企業の株式が公開市場で取引されている場合には、移転先企業が取得法を適用することを要求すべきである。
- (2) 移転先企業の株式が非公開で保有されている場合、
 - ① 移転先企業が簿価法の使用を提案する旨を非支配株主の全員に通知し、当該株主に反対されなかった場合には、簿価法を使用

することを認めるべきである（取得法の選択的な免除）。

- ② 移転先企業の非支配株主の全員が当該企業の関連当事者である場合には、簿価法を使用することを要求すべきである（取得法に対する関連当事者の例外）。

DPでは、取得法に対する関連当事者の例外について、関連当事者は一般目的財務諸表に依拠する必要はない可能性があり、また、取得法に適切となる目的のみで関連当事者に株式を発行して結合を操作する機会を防止することにもなるとしている。

取得法に対する選択的な免除及び関連当事者の例外の公開企業への拡張

IASBは、取得法に対する選択的な免除及び関連当事者の例外を、公開企業に拡張することを提案していないが、関係者からのフィードバックを求めることとした。

IASBの予備的見解の要約

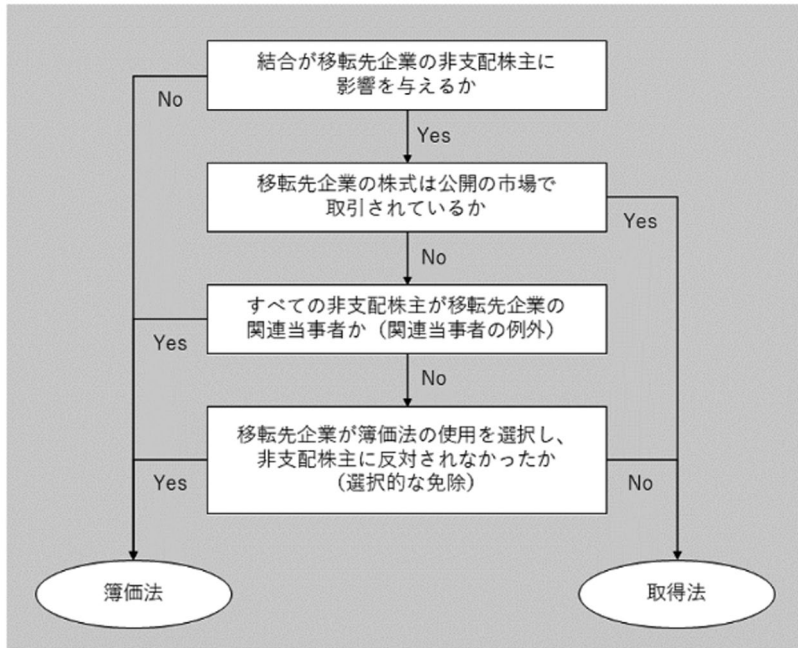
どの測定方法をどのような場合に使用すべきかに関してのIASBの予備的見解を、図表7に要約している。

IASBの予備的見解の適用の影響

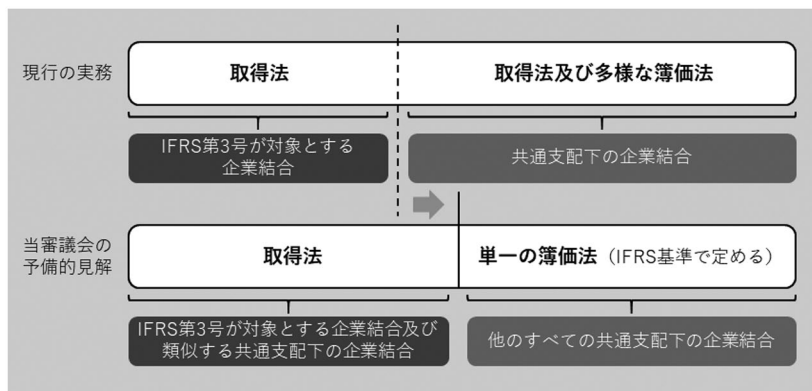
IASBは、予備的見解に基づくアプローチは、本プロジェクトの目的（実務の不統一の解消及び報告の透明性の改善等）を満たすことになると考えている（図表8）。

9 IFRS第10号第4項(a)(ii)、IFRS第8号「事業セグメント」第2項(b)(i)及びIAS第33号「1株当たり利益」第2項(b)(i)参照。

図表7 IASB の予備的見解の要約 (DP 図 2.5)



図表8 IASB の予備的見解の適用の全体的な影響 (DP 図 2.6)



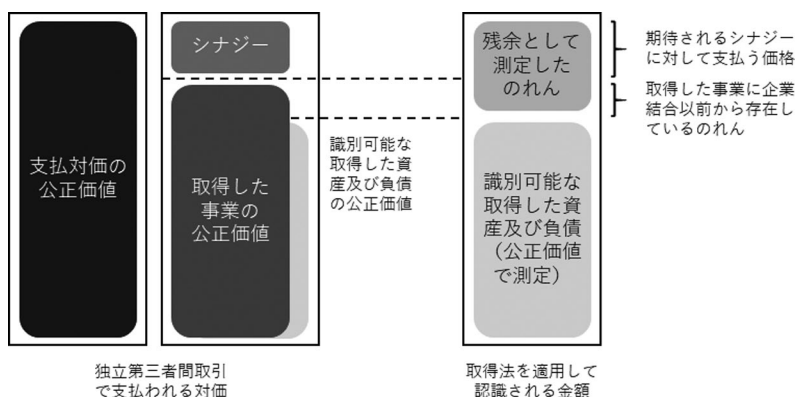
第3章—取得法の適用

本トピックでは、共通支配下の企業結合における取得法の適用方法に関する特別の要求事項を開発する必要性について議論している。

取得法を適用したのれんの測定

取得法を適用したのれんの測定は、支払対価の金額が独立第三者間で決定され、(1)取得した事業の公正価値、及び(2)当該結合から期待されるシナジーに対して支払われた価格の2つによって決まるという前提に基づいている (図表9)。

図表9 取得法の主要な要素 (DP 図 3.1)



支払対価が独立第三者間取引より高い場合、差額を移転先企業の資本から移転元企業（及び最終的には支配当事者）への分配として識別し認識することを要求するか

共通支配下の企業結合においては、支配当事者が対価の金額を決定する場合がある。DPでは、当該金額と、独立第三者間取引による金額との差額は、所有者としての立場で行動する所有者との取引に係る構成要素が含まれることを示唆しており、支払対価の方が高い場合、その超過額は、移転先企業の資本から移転元企業（及び最終的には支配当事者）への分配を構成するとされる（図表10）。

DPでは、所有者としての立場での所有者との取引は、IAS第1号「財務諸表の表示」を適用して、移転先企業の持分変動計算書において報告すべきであるとしたうえで、移転先企業の資本からの分配に関する2つの事項を識別している。

分配の識別及び測定の困難性

IFRS第3号では、買手の取得に対する過大支払は、取得日に検出可能である可能性は低

く、量化は困難であるため、当初は識別せずにのれんに含まれ、事後の減損テストを通じて処理することとされた¹⁰。DPでは、同様の困難が共通支配下の企業結合における支配当事者への分配に生じるとしている。

非支配株主から移転元企業（及び最終的には支配当事者）への富の移転に関する蓋然性が低いこと

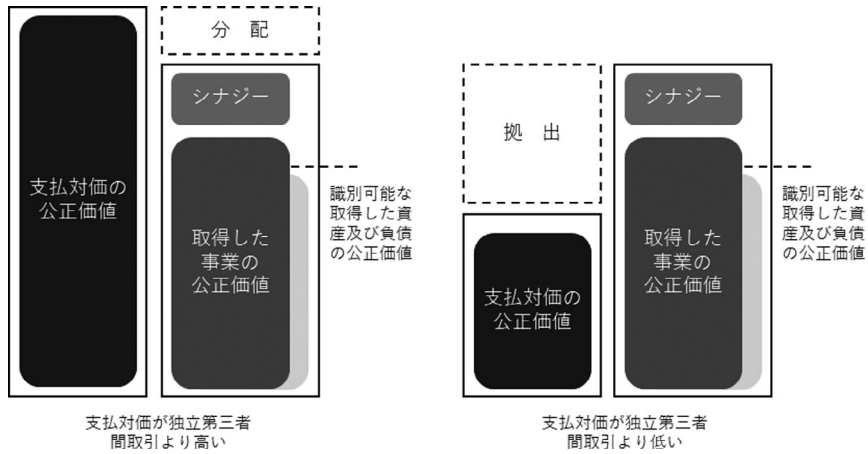
DPでは、多くの法域に、非支配株主の利益を保護する法的な要求事項及び規制があるため、非支配株主から移転元企業（最終的には支配当事者）に富を移転することになる移転先企業の資本の分配が、結合において生じる可能性は低いことが示唆されるとしている。

(IASBの予備的見解)

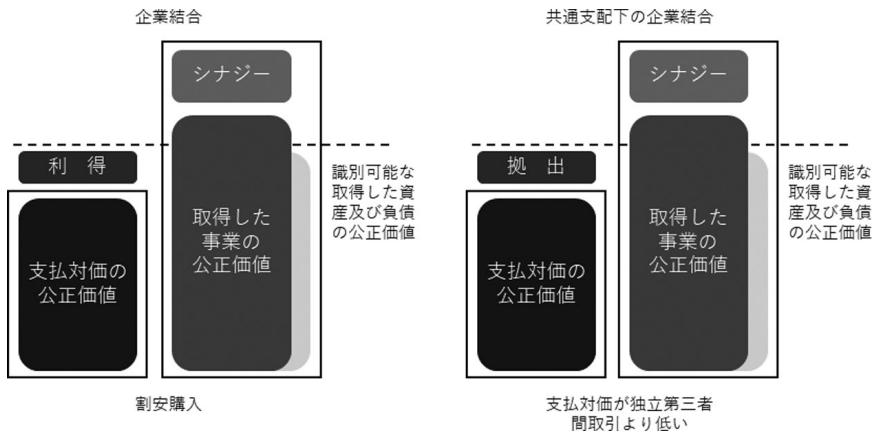
DPでは、上記の事項を検討した結果、取得法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が資本からの分配を識別、測定及び認識するという要求を開発すべきではないとされている。

10 IFRS第3号の結論の根拠のBC382項を参照。

図表 10 資本からの分配又は資本への拠出 (DP 図 3.2)



図表 11 割安購入益及び資本への拠出の測定 (DP 図 3.3)



支払対価が独立第三者間取引より低い場合、差額を移転先企業の資本への移転元企業（及び最終的には支配当事者）からの拠出として識別し認識することを要求するか

支配当事者から移転先企業への資本拠出の発生可能性

DP では、移転元企業（及び最終的には支配当事者）から移転先企業への資本拠出は、これにより支配当事者が非支配株主への富の移転を認める可能性は低いとしている。

資本への拠出の識別及び測定の運用可能性

DP では、共通支配下の企業結合における資本への拠出の金額は、経済的には、独立第三者間取引で交渉されたであろう対価が、実際に支払われた対価を上回る超過額に等しいが、その金額は実務上、測定が困難であるとしている。

DP では次に、拠出の一部分を識別し測定することが可能であるかを検討した結果、IFRS 第 3 号の割安購入益 (図表 11 参照) が資本への拠出を構成するため、移転先企業の資本の変動として報告すべきであるとしている。

(IASBの予備的見解)

取得法を共通支配下の企業結合に適用する際に、識別可能な取得した資産及び負債の公正価値が支払対価を上回る超過額を、純損益計算書における割安購入益としてではなく、資本への拠出として移転先企業が認識するという要求を開発すべきであるとしている。

第4章—簿価法の適用

本トピックでは、簿価法の適用に関して議論している。

受け取った資産及び負債の測定方法

DPでは、概念上の観点からは支配当事者は結合の当事者ではないこと、並びに、簿価法を適用するIASBの理由と整合的である等により、次の予備的見解に至っている。

(IASBの予備的見解)

簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は受け取った資産及び負債を移転対象企業の帳簿価額を使用して測定すべきである。

支払対価の測定方法

簿価法を適用する際の支払対価の測定方法に関する予備的見解は、次のとおりである。

(IASBの予備的見解)

(1) 資本の内訳項目の報告及び発行した株式の測定は、各国の要求事項及び規制の影響を受けることが多く、一般的にIFRS基準では定めていないため、IASBは、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業

が自社株式で支払った対価をどのように測定すべきかを定めるべきではない。

(2) 移転先企業は支払対価を次のように測定すべきである。

① 資産で支払った対価—公正価値で測定することの便益¹¹はコストを上回らない可能性があることから、結合日における移転先企業の当該資産の帳簿価額で測定すべきである。

② 負債の発生又は引受けで支払った対価—常に公正価値で測定することを要求する説得力のある理由は見出されないため、IFRS基準を適用して結合日において当該負債の当初認識時に決定した金額で測定すべきである。

支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額の報告方法

DPでは、BCUCCでは移転先企業の資本への拠出又は資本からの分配を含む可能性があることから、当該差額を移転先企業の資本に認識するのが適切であるとしている。

(IASBの予備的見解)

(1) 簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額を資本の中で認識すべきである。

(2) IASBは、移転先企業が当該差額を資本のどの内訳項目に表示すべきかを定めるべきではない¹²。

取引コストの報告方法

DPでは、簿価法について取引コストをIFRS第3号が要求するアプローチと異なる方

11 DPでは、当該資産の処分損益に関する情報は、簿価法が適用される共通支配下の企業結合における移転先企業の財務諸表の利用者にはあまり役に立たない可能性があるとしている。

12 資本の内訳項目の表示は、特定の法域の法律又は規制等に応じて決定されることが多いためであるとしている。

法で扱う理由を見出さなかったとして、以下の予備的見解に至っている。

(IASB の予備的見解)

簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、取引コストを発生した期間に費用として認識すべきである（株式又は負債性金融商品を発行するためのコストは、適用される IFRS 基準に従って会計処理すべきである。）。

結合前情報の提供

DP では、遡及的アプローチによって提供される情報の便益は限定的である可能性があるとして、次の予備的見解に至っている。

(IASB の予備的見解)

簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、結合前情報を修正再表示せずに、移転対象企業の資産、負債、収益及び費用を結合日から将来に向かって自社の財務諸表に含めるべきである。

第 5 章 一 開示要求

本トピックでは、共通支配下の企業結合の報告の透明性を改善するため、どのような情報を注記において開示すべきか、議論されている。

取得法を適用する場合の開示

取得法が適用される BCUC の開示に関する予備的見解は、次のとおりである。

(IASB の予備的見解)

(1) IFRS 第 3 号の対象とする企業結合と類似しているため、IFRS 第 3 号の開示要求

(IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」(以下「IFRS 第 3 号 DP」という。)) から生じる当該要求事項の改善を含む。) に準拠することを要求すべきである。

(2) 共通支配下の企業結合は関連当事者が関与するため、IASB は、これらの結合に関する情報(特に、結合の条件に関する情報)を提供する際に、それらの開示要求を IAS 第 24 号における開示要求とともに適用する方法の適用指針を提供すべきである。

簿価法を適用する場合の開示

DP では、簿価法と取得法との相違等を考慮し、簿価法が適用される BCUC の開示に関する予備的見解を次のとおり示している。

(IASB の予備的見解)

(1) IFRS 第 3 号「企業結合」における開示要求(IFRS 第 3 号 DP から生じる当該要求事項の改善を含む。)の一部(しかし全部ではない。)は適切である(DP 5.19 項¹³及び 5.21 項¹⁴参照)。

(2) 関連する便益はコストを上回らないため、IASB は結合前情報の開示を要求すべきではない。

(3) 移転先企業は次のことを開示すべきである。

- ① 支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額について資本に認識した金額
- ② この差額が含まれている資本の内訳項目

13 同項には、IFRS 第 3 号の開示要求(IFRS 第 3 号 DP による改善を含む。)のうち、BCUC に簿価法を使用する企業に適用すべきであるとされる項目が示されている。

14 同項には、簿価法が適用される BCUC に要求すべきでない IFRS 第 3 号の開示要求(IFRS 第 3 号 DP による改善を含む。)の要約が示されている

おわりに

共通支配下の企業結合が移転先企業の非支配株主に影響を与える場合に、原則として取得法を適用すべきであるとする DP の提案は、これまで簿価法を適用していた企業の会計実務に影響する可能性がある。

今後、IASB ではアウトリーチの実施が予定されており、共通支配下の企業結合の会計処理に関する議論が継続していくと考えられる。企業会計基準委員会（ASBJ）では引き続き、この分野で積極的に意見発信を行っていく予定である。